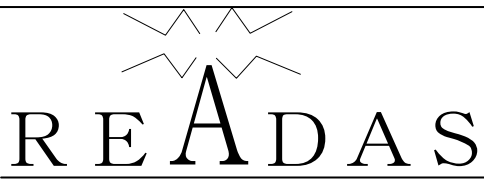


第 5672 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 3月16日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 確定申告を間違えた場合

Q：確定申告に間違いがありました。どのようにしたらいいですか？

A：修正申告又は更正の請求をします。

【解説】

確定申告書に間違いがあった場合は、申告した税額が実際より少なかったときは「修正申告」、多かったときは「更正の請求」の手続きをすることになります。

【修正申告】

次のいずれかに該当するときは、修正申告書を提出することができます。

- ①確定申告書に納める税金として記載した税額に不足があるとき
- ②確定申告書に記載した「純損失などの金額」が多すぎるとき
- ③還付される税金として記載した金額が多すぎるとき
- ④納める税金があつたにもかかわらず税額を記載していなかったとき

【更正の請求】

次の場合は、申告期限から5年以内に限り申告額を訂正する更正の請求をすることができます。

- ①納める税金として記載した税額が多すぎるとき
- ②純損失などの金額が少なすぎたときや純損失などの金額を記載しなかったとき
- ③還付される税金として記載した金額が少なすぎたときや還付される税金としての金額の記載がなかったとき

